

宇陀市社会体育施設使用料の**減免**について

宇陀市内の社会体育施設については、市及び市の機関が利用するときの他、下記に掲げる方が利用される場合、利用料が減免される場合があります。

(規則第5条第1項第2号) 関係

減 免 対 象 団 体	免除の基準
宇陀市文化協会に加入する健康の維持増進を目的とする団体が主たる目的を達成するための事業を実施する場合	半額減免
宇陀市公民館自主グループに登録し、健康の維持増進を目的とする団体が事業を実施する場合	半額減免
社会教育団体（宇陀市子ども会連合会・宇陀市女性の会・宇陀市青少年健全育成協議会・宇陀市人権教育推進協議会・宇陀市PTA協議会）及び生涯学習のための高齢者団体並びに社会体育団体（宇陀市体育協会・宇陀市スポーツ少年団）が主たる目的を達成するための事業を実施する場合	半額減免
市内に住所を有する中学生以下の少年少女の団体が利用する場合	半額減免
スポーツを振興するための法律及び条例等の規定により委託若しくは認定を受けた団体・組織が自立し活動ができるまでの期間	全額減免

(規則第5条第1項第3号) 関係（要綱第3条第1号分）

減 免 対 象 団 体	免除の基準
身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳・厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者から構成される団体が利用する場合	全額減免

◎ **市内に住所を有する者が、次の施設を利用する場合**

(規則第5条第1項第3号) 関係 (要綱第3条第2号分)

施設名	減免対象		免除の基準
大宇陀運動場	運動場使用料	市内利用者	全額免除
菟田野運動場	運動場使用料	市内利用者	全額免除
榛原運動場	運動場使用料	市内利用者	全額免除
内牧運動場	運動場使用料	市内利用者	全額免除
室生運動場	運動場使用料	市内利用者	全額免除

◎ **当該地区住民の集会その他公共的利用に供する場合**

(規則第5条第1項第3号) 関係 (要綱第3条第3号分)

施設名	減免対象	理由	免除の基準
伊那佐体育館	伊那佐地域の自治会	地域性 (伊那佐地域の自治会が自治会の事業として利用するとき。)	全額免除

(平成29年4月1日から適用)